

警察庁訓令第6号

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月21日

警察庁長官 楠 芳伸

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）

改 正 後	改 正 前																																								
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別記様式第4号の2（少年法第6条の4）</p> <p>触法調査</p> <p>任意電磁的記録提供書</p> <p>年 月 日</p> <p>官職 警察署 殿</p> <p>住 居</p> <p>〒 番 号 字 校 号 年 号 <電話 番 号></p> <p>氏 名 (歳) 印</p> <p>下記電磁的記録を任意に提供します。</p> <p style="text-align: center;">提 供 電 磁 的 記 録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 65%;">品 名</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">（用紙 日本産業規格A4）</p> </div>	番号	品 名	数 量	備 考																																					<p>[様式を加える。]</p>
番号	品 名	数 量	備 考																																						

触法調査

別記様式第7号(少年法第6条の5、刑訴法第218条、刑訴規則第139条、第155条、第156条)

捜索 差押許可状請求書 検証

裁判所 年 月 日
裁判官 殿

警察署
官職 印

下記少年に対する 触法事件につき、
許可状の発付を請求する。

記

1 少年の氏名 年 月 日生 (歳)

2 差し押さえるべき物

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 事件の事実の要旨

注意 1 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第7号(少年法第6条の5、刑訴法第218条、刑訴規則第139条、第155条、第156条)

捜索 差押許可状請求書 検証

裁判所 年 月 日
裁判官 殿

警察署
官職 印

下記少年に対する 触法事件につき、
許可状の発付を請求する。

記

1 少年の氏名 年 月 日生 (歳)

2 差し押さえるべき物

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 事件の事実の要旨

注意 1 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第7号の2(少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条、刑訴規則第130条、第155条、第156条)

電磁的記録提供命令許可状請求書

裁判所 年 月 日
裁判官 殿
警察署
官職 印

下記少年に対する 触法事件につき、
電磁的記録提供命令許可状の発付「並びに少年法第6条の5第2項において準
用する刑事訴訟法第218条第3項及び同法第222条第8項の許可」を請求する。

記

- 1 少年の氏名 年 月 日生 (歳)
- 2 提供させるべき電磁的記録
- 3 提供させるべき者
- 4 提供の方法
- 5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 「6 少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第3項の許
可の必要があるときは、その事由及び同項の規定により漏らしてはならな
い旨を命ずべき期間
- 7 立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶
- 8 日出前、日没後に、前記7の住居等に立ち入って令状の提示をする必要
があるときは、その旨及び事由」
- 6 「9」 事件の事実の要旨

注意 1 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
3 「」内は、少年法第6条の2第5項において準用する刑事訴訟法第218条第3項又は同法第222条
第8項の許可を請求する場合に用いること。

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第7号の2(少年法第6条の5、刑訴法第218条、刑訴規則第130条、第155条、第156条)

記録命令付差押許可状請求書

裁判所 年 月 日
裁判官 殿
警察署
官職 印

下記少年に対する 触法事件につき、
記録命令付差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 少年の氏名 年 月 日生 (歳)
- 2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
- 3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
- 6 事件の事実の要旨

注意 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第10号（少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条）

差 押 調 書		
年 月 日		
警 察 署		
官 職	印	
少年	に対する	触法事件につき、
本職は、	年 月 日付け	裁判所 裁判官
	の発した差押許可状を	に示して、下記のとおり差押え
をした。		をした。
記		
1	差押えの日時	
	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2	差押えの場所	
3	差押えの目的たる物	
4	差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）	
5	差押えをした物	
	別紙押収品等目録記載のとおり	
6	差押えの経過（少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）	

注意 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙 日本産業規格 A 4）

触法調査

別記様式第10号（少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条）

差 押 調 書		
年 月 日		
警 察 署		
官 職	印	
少年	に対する	触法事件につき、
本職は、	年 月 日付け	裁判所 裁判官
	の発した差押許可状を	に示して、下記のとおり差押え
をした。		をした。
記		
1	差押えの日時	
	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2	差押えの場所	
3	差押えの目的たる物	
4	差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）	
5	差押えをした物	
	別紙押収品目録記載のとおり	
6	差押えの経過（少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）	

注意 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙 日本産業規格 A 4）

触法調査

別記様式第10号の2 (少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条)

電磁的記録提供命令調書

年 月 日

警察署

官職

印

少年 に対する 触法事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した電磁的記録提供命令許可状を 示した上、
下記のとおり電磁的記録提供命令をし、「電磁的記録を提供させ」た。

記

1 電磁的記録提供命令の日時及び場所

(1) 電磁的記録提供命令の日時

(2) 電磁的記録提供命令の場所

「2 電磁的記録の提供を受けた日時及び場所

(1) 電磁的記録の提供を受けた日時

(2) 電磁的記録の提供を受けた場所」

2 「3」 電磁的記録を提供することを命じられ、「提供させ」た者（住居、
職業、氏名、年齢）

「4 提供させた電磁的記録及び提供の方法

別紙押収品等目録記載のとおり」

3 「5」 少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第3項
の規定による命令をした場合には、その日時、場所、経過等

4 「6」 電磁的記録提供命令「及び当該電磁的記録提供命令による電磁的記
録提供」の経過

注意 1 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
2 「」内は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に用いること。
3 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第10号の2 (少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条)

記録命令付差押調書

年 月 日

警察署

官職

印

少年 に対する 触法事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した記録命令付差押許可状を 示して、下記の
とおり記録命令付差押えをした。

記

1 記録命令付差押えの日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 記録命令付差押えの場所

3 記録命令付差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

4 記録させ又は印刷させた電磁的記録

5 電磁的記録を記録させ又は印刷させた者

6 記録命令付差押えにより差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり

7 記録命令付差押えの経過

注意 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第11号（少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条）

捜索差押調書

年 月 日

警察署

官職

㊟

少年 に対する 触法事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した捜索差押許可状を 以示して、下記のとおり
捜索差押えをした。

記

- 1 捜索差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、搜索した身体又は物
- 3 捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
別紙押収品等目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過（少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第11号（少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条）

捜索差押調書

年 月 日

警察署

官職

㊟

少年 に対する 触法事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した捜索差押許可状を 以示して、下記のとおり
捜索差押えをした。

記

- 1 捜索差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、搜索した身体又は物
- 3 捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過（少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第14号(少年法第6条の5、刑訴法第222条、第120条、刑訴規則第96条)

押収品等目録提供書

年 月 日

殿

警察署

官職

印

少年 年 月 日 に対する 触法事件につき、
 本職は、下記目録の物件を押収し、又は電磁的記録を提供させたので、この目録を提供します。

押 収 品 等 目 録				
番号	品 名	数 量	記 録 移 転	備 考

注意 1 記録・移転欄は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に記入すること。
 2 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格 A4)

触法調査

別記様式第14号(少年法第6条の5、刑訴法第222条、第120条、刑訴規則第96条)

押収品目録交付書

年 月 日

殿

警察署

官職

印

少年 年 月 日 に対する 触法事件につき、
 本職は、下記目録の物件を押収したので、この目録を交付します。

押 収 品 目 録					
番号	品 名	数 量	番号	品 名	数 量

(用紙 日本産業規格 A4)

触法調査

別記様式第15号

少 年	
罪 名	

所 有 権 放 棄 書

年 月 日

警 察 署
官 職 殿
住 居
氏 名 ㊟

下記目録の物件について所有権を放棄します。

目 録

符 号	番 号	品 名	数 量	備 考
	1			

注意 1. 符号は、証拠物総目録によって付ける整理番号で、警察官が記入するものである。
2. 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取 扱 者 印

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第15号

少 年	
罪 名	

所 有 権 放 棄 書

年 月 日

警 察 署
官 職 殿
住 居
氏 名 ㊟

下記目録の物件について所有権を放棄します。

目 録

符 号	番 号	品 名	数 量	備 考
	1			

注意 1. 符号は、証拠物総目録によって付ける押収物の整理番号で、警察官が記入するものである。
2. 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取 扱 者 印

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第15号の2

少	年	
罪	名	

電磁的記録に係る権利放棄書

年 月 日

警察署

官職 殿

住居

氏名 ㊟

下記記録の移転された電磁的記録又は下記記録の物件に移転された電磁的記録について、記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。

目 録

符号	番号	品 名	数 量	備 考

- 注意 1 符号は、証拠物総目録によって付ける整理番号で、警察官が記入するものである。
- 2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。
- 3 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

取扱者印

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第15号の2

(少年法第6条の5、刑訴法第222条、第123条)

少	年	
罪	名	

電磁的記録に係る権利放棄書

年 月 日

警察署

官職 殿

住居

氏名 ㊟

下記記録の物件に係る電磁的記録について、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定による記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。

目 録

符号	番号	品 名	数 量	備 考

- 注意 1 符号は、証拠物総目録によって付ける押収物の整理番号で、警察官が記入するものである。
- 2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第16号の3 (少年法第6条の5、刑訴法第222条、第123条、第123条の2)

少年	
罪名	

複写電磁的記録請書

年 月 日

警察署
 官職 殿
 住居
 氏名 ㊟

下記目録の移転された電磁的記録又は下記目録の物件に移転された電磁的記録の複写を受け、領収しました。

目録

番号	品名	数量	備考

注意 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第16号の3 (少年法第6条の5、刑訴法第222条、第123条)

少年	
罪名	

複写電磁的記録請書

年 月 日

警察署
 官職 殿
 住居
 氏名 ㊟

下記目録の物件に移転された電磁的記録の複写を受け、領収しました。

目録

番号	品名	数量	備考

注意 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第17号(少年法第6条の5、刑罰法第222条、第123条)

少年	
罪名	

仮還付請求書

年 月 日

警察署
官職 殿
住居
氏名

印

下記目録の物件の仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。

目 録

符号	番号	品 名	数 量	備 考
	1			

注意 1. 符号は、証拠物総目録によって付ける整理番号で、警察官が記入するものである。
2. 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取 扱 者 印

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第17号(少年法第6条の5、刑罰法第222条、第123条)

少年	
罪名	

仮還付請求書

年 月 日

警察署
官職 殿
住居
氏名

印

下記目録の物件の仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。

目 録

符号	番号	品 名	数 量	備 考
	1			

注意 1. 符号は、証拠物総目録によって付ける押収物の整理番号で、警察官が記入するものである。
2. 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取 扱 者 印

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法調査

別記様式第18号

少年法第6条の5、刑訴法第222条、
第121条

少年	
罪名	

保管請求書

年 月 日

警察署
官職 殿

保管者
住居

(電話)

氏名

印

下記物件を保管します。

保管する物

保管条件

注意 1 本書は2部作成させ、取扱者において確認の上押印し、1部を保管者に
交付し、1部を記録につづること。
2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第18号

少年法第6条の5、刑訴法第222条、
第121条

少年	
罪名	

保管請求書

年 月 日

警察署
官職 殿

保管者
住居

(電話)

氏名

印

下記物件を保管します。

保管する物

保管条件

注意 1 本書は2部作成させ、取扱者において確認の上押印し、1部を保管者に
交付し、1部を記録につづること。
2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第20号(少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条、刑訴規則第139条、第155条、第156条)

身体検査令状請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

官職



下記少年に対する 触法事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 少年の氏名

年 月 日生 (歳)

2 身体検査を受ける者

氏 名

年 齢

年 月 日生 (歳) 性別

学校・学年、職業

住 居

健康状態

3 身体検査を必要とする理由

4 検査すべき身体の部位

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 事件の事実の要旨

注意 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第20号(少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条、刑訴規則第139条、第155条、第156条)

身体検査令状請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

官職



下記少年に対する 触法事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 少年の氏名

年 月 日生 (歳)

2 身体検査を受ける者

氏 名

年 齢

年 月 日生 (歳) 性別

学校・学年、職業

住 居

健康状態

3 身体検査を必要とする理由

4 検査すべき身体の部位

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 事件の事実の要旨

注意 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。

(用紙 日本産業規格A4)

触法調査

別記様式第38号の2 (少年法第6条の5、刑訴法第218条)

秘密保持命令取消書

年 月 日

殿

警察署

官職

㊦

年 月 日に電磁的記録提供命令をした際、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨の命令をしましたが、その必要がなくなったので、「下記の電磁的記録につき、電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供した（提供しなかった）ことを漏らしてはならない部分について」、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第7項によって、その命令を取り消します。

「記」

- 注意
- 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 - 2 「」内は、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第3項の規定による命令の一部の取消しをする場合に用いること。

(用紙 日本産業規格A4)

[様式を加える。]

触法調査

別記様式第43号の2

消 去 等 処 分 書	
年 月 日	
警察署	
官職 ㊟	
少年 に対する 触法事件に関する下記 電磁的記録につき、次のとおり消去又は不正に利用されないように する処分をした。	
消去又は不正に 利用されないよう にする処分をした 年月日時及び場所	年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間
消去又は不正に利用 されないようにする 処分をした電磁的記 録の品名及び数量	
消去又は不正 に利用されな いようにする 処分をした理由	
処 分 の 結 果	
立会人があつた ときは、その者 の住居、職業、 氏名、年齢	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

(用紙 日本産業規格 A 4)

[様式を加える。]

触法・ぐ犯調査

別記様式第44号 (活動規則第17条、第30条)

(その1)

少年事件処理簿

種別	触法・ぐ犯	受理	年 月 日	番号	第 号
少年カード	作成(第 号)・作成せず	移送	年 月 日	警察署	
少年	ふりがな 氏名	男・女	生年月日	年 月 日	日生(歳)
	住居	電話()			
	職業 学校・学年				
保護者	ふりがな 氏名	(歳)	職業	続柄	
	住居	電話()			
事件の概要	端緒	種別			
	証拠物	有・無	押収番号	(年 第 号)	
	概要				
緊急同行状執行 一時保護委託	開始日時	年 月 日	時 分	日 時 分	
	引渡日時	年 月 日	時 分	日 時 分	
措置	児童相談所通告	年 月 日	処遇意見	処分結果 年 月 日	
	児童相談所通知	年 月 日			
	児童相談所送致	年 月 日			
	家庭裁判所送致	年 月 日			
	家庭裁判所送致	年 月 日			
警察における補導の措置					
調査主任官	課 係	係 官職	氏名		
報告者 連絡	課 係	担当者	課 係	氏名	

(用紙 日本産業規格A4)

触法・ぐ犯調査

別記様式第44号 (活動規則第17条、第30条)

(その1)

少年事件処理簿

種別	触法・ぐ犯	受理	年 月 日	番号	第 号
少年カード	作成(第 号)・作成せず	移送	年 月 日	警察署	
少年	ふりがな 氏名	男・女	生年月日	年 月 日	日生(歳)
	住居	電話()			
	職業 学校・学年				
保護者	ふりがな 氏名	(歳)	職業	続柄	
	住居	電話()			
事件の概要	端緒	種別			
	証拠物	有・無	押収番号	(年 第 号)	
	概要				
緊急同行状執行 一時保護委託	開始日時	年 月 日	時 分	日 時 分	
	引渡日時	年 月 日	時 分	日 時 分	
措置	児童相談所通告	年 月 日	処遇意見	処分結果 年 月 日	
	児童相談所通知	年 月 日			
	児童相談所送致	年 月 日			
	家庭裁判所送致	年 月 日			
	家庭裁判所送致	年 月 日			
警察における補導の措置					
調査主任官	課 係	係 官職	氏名		
報告者 連絡	課 係	担当者	課 係	氏名	

(用紙 日本産業規格A4)

触法・ぐ犯調査

別記様式第44号 (活動規則第17条、第30条)

(その2)

決		裁		月日	指揮 伺 ・ 指揮 事項	備考
本部長 署長	部長 副署長	課長 課長				

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法・ぐ犯調査

別記様式第44号 (活動規則第17条、第30条)

(その2)

決		裁		月日	指揮 伺 ・ 指揮 事項	備考
本部長 署長	部長 副署長	課長 課長				

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考 表中の [] の記載は注記である。